

都庁北棟展望室貸切__利用規約

2025年3月1日

第1条

本利用規約は、都庁北棟展望室の貸切会場（以下、「会場」という）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条

1. 会場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間ならびに定員は、次の範囲内とすること

利用時間：18時～22時の間で、設営から撤去を含めて原則的に3時間

定員：200名（それ以上の利用に関しては要協議）

(2) 利用後の原状回復を行うこと

(3) 建造物、設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと

(4) 会場内に公共の提示物が設置してある場合、これを移動又は撤去することはできず、当該展示物を汚損・破損・紛失しないこと

(4) 貴重品等は、会議室利用者の責任において管理すること

(5) 会場直通のエレベーターを利用する際は係員の指示に従うこと

2. 前項各号に違反して会場利用者に損害が生じた場合、その原因の如何にかかわらず、当社は一切責任を負わない。

3. 会場利用者は、付属設備機器の損壊又は会議室の汚損等を生じさせた場合には、当社が指定する内容で実費弁償を行う。

第 3 条

1. 会場利用者は、会場利用の申込み、及び会場利用に関する諸般のやり取りについて、当社が指定するケータリングサービス会社（以下「ケータリング会社」という。）を介して行うものとし、会場利用者が選択したケータリング業者を利用することは認められない。
2. 前項の申込みは、ケータリング会社が指定する申込書を用いて行うものとする。
3. ケータリングプランや料金、キャンセルポリシー、その他の必要事項に関しては、別途ケータリング会社が提示する。
4. 会場利用者は、会場利用者とケータリング会社の契約に起因して生じたいかなる損害または紛争についても、東京都および当社が一切の責任を負わないことを、あらかじめ承諾するものとする。

第 4 条

会場利用者は、次の事項を行ってはならない。

- (1) 当社の承認しない掲示、物品販売、募金活動、音楽関係の催事、宣伝、その他
会館に悪影響を及ぼす行為

- (2) 届出のない飲食物の持込み
- (3) 会場内での喫煙
- (4) 届出のない機器・音響機器の使用
- (5) 騒音・臭気・振動・発火の危険性のある物品の持込み
- (6) 壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用
- (7) 机その他に落書き又は傷をつける行為
- (8) 会場の敷地内での立て看板・ビラ配布等
- (9) 政治・宗教活動、物品の販売等を目的とした利用
- (10) 他の建物内利用者、入居者及び近隣に迷惑を及ぼす行為
- (11) その他、東京都が認可しない施設利用

第 5 条

1. 会議利用者が次のいずれかに該当する場合、会場の利用の取消等の措置を取ることができるとができる。

- (1) ユーザ登録情報・申込書の記載に偽りがある場合
- (2) 第三者に転貸又は譲渡した場合
- (3) 規程及び本利用規約に違反した場合
- (4) 公序良俗に反する場合
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係している場合

(6) その他、当社の指示に従わない場合

2. 前項の措置により、キャンセル料金が発生する場合には、会場利用者は、第3条第2項に従いケータリング会社から提示されるキャンセルポリシーに従い、これを負担するものとする。

第6条

1. 次のいずれかの場合、事前の通知なしに貸会議室予約管理システム（以下「システム」という）の利用を一時停止することができる。
 - (1) システムの保守、点検、修理、仕様の変更、メンテナンスを定期的または緊急的に行う場合
 - (2) 天変地変その他の不可抗力によって、システムが利用できなくなった場合
 - (3) その他一時的な中断・停止の必要性があると判断した場合
2. 前項の一時停止によって発生した損害については、当社は一切責任を負わない。

第7条

1. 会場の利用に際して取得した個人情報は、「個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱うこととする。
2. 当社は、「個人情報保護法」に定めのある場合を除き、あらかじめ会場利用者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはない。

第8条

1. 天変地異、自然災害、戦争、テロ、暴動、関係官庁による規制、命令又は指導、ストライキ、交通の途絶その他不可抗力により当施設が契約上の義務を履行できない場合、当施設は責任を免れるものとする。
2. 不可抗力事由が発生した場合、当施設は利用者に適宜な方法で通知することにより、契約を解約することができる。

第9条

1. 本規約は、民法上の定型約款に該当し、本規約の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
2. 本規約の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。